

改正

昭和52年3月25日水道課規則第2号

平成9年9月22日水道課規則第3号

平成10年3月20日水道部規則第1号

平成12年3月24日水道部規則第1号

平成15年3月28日水道部規則第1号

平成21年3月26日水道部規則第1号

高萩市水道事業給水条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、高萩市水道事業給水条例（昭和48年高萩市条例第1号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(給水区域)

第2条 高萩市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例（昭和42年高萩市条例第23号）第2条第2項に定める給水区域内においても、配水管の布設していないところ又は特殊な地形から給水することが著しく困難と認められるところでは、給水をしないことがある。

2 配水管の布設していないところでも、給水を受けようとする者が工事費を負担するときは、給水することがある。

(共用給水装置)

第3条 条例第3条第2号に定める共用給水装置は、1栓をもって共用し、支栓は認めない。

(共用給水装置の設置)

第4条 条例第3条第2号に定める共用給水装置の設置については、床面積30平方メートル以下の建物に居住する者が2戸以上集団している場合に設置する。

第5条 削除

(支分の承諾)

第6条 他人の給水装置から支分引用するときは、当該給水装置所有者の承諾を得なければならない。

(支分引用の制限)

第7条 前条による支分引用が他の給水に支障をきたすおそれがあるときは、支分引用の許可をし

ないことがある。

(工事の設計)

第8条 条例第9条に定める工事の申込みを受けた指定給水装置工事事業者は、市の定める条例及び関係規則に基づいて忠実に給水工事の設計を行わなければならない。

2 前項によって行われた設計は、次の書類を付して審査を受けなければならない。

- (1) 給水装置工事申請書 (給水装置台帳)
- (2) 支分引用承諾書
- (3) 工事設計図
- (4) その他必要な書類

第9条 削除

(異議に対する責任)

第10条 条例第10条に定める工事の施行について、当該工事が他の利害関係人から異議があった場合、一切の責任は申込人において負わなければならない。

第11条 削除

(給水装置の設計及び施行)

第12条 給水装置は、水圧、土圧、その他荷重に対して耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないよう設計施工しなければならない。

- 2 給水装置には、破壊、侵蝕等を防止するため適当な処置を講じなければならない。
- 3 給水装置は、配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプ等に直結してはならない。
- 4 給水装置は、井戸、河川水、その他供給管に直結してはならない。
- 5 給水装置には、給水管へ汚水又は供給する水以外の水の逆流を防止するため適当な処置を講じなければならない。
- 6 給水管埋設の深さは、次のとおりとする。
 - (1) 公道内では120センチメートル以上
 - (2) 私道内では、90センチメートル以上
 - (3) 宅地内では、30センチメートル以上
 - (4) 特に必要があるときは、前3号の規定する深さを加減することができる。

(受水タンクの設置)

第13条 次の各号のいずれかに該当するときは、受水タンクを設けなければならない。

- (1) 水圧が不十分のため、円滑な使用を期することができないとき。

- (2) 一時に多量の水を使用し、他の使用者の所要水量に不足を生ずるおそれのあるとき。
- (3) 断水に際して、使用上重大な支障をきたすおそれのあるとき。
- (4) 水圧過大のため、給水装置に故障をおこすおそれのあるとき。

(工事の標識)

第14条 公道部分の掘削をするときは、道路占用許可を得てから着工する。この場合給水工事現場には、工期、作業種別、指定給水装置工事事業者名、責任者名のほか危険標示をした標識板及び危険灯を現場に掲げなければならない。

第15条 削除

(しゅん工検査)

第16条 条例第10条第2項に定めるしゅん工検査を受けようとするときは、給水装置工事申請書(給水装置台帳)を市長に提出しなければならない。

(しゅん工検査の方法)

第17条 条例第10条第2項に定めるしゅん工検査の方法は、次により行う。

- (1) 給水装置の設置検査
- (2) 水圧検査
- (3) 使用材料の確認
- (4) 設計図との照合検査
- (5) 埋戻し検査
- (6) その他必要部分の検査

(給水装置の引渡し)

第18条 前条によってしゅん工検査に合格した給水装置の引渡しは、申込人の立会いを求めて行うものとする。

- 2 しゅん工検査に不合格又は未検査の給水装置を申込人に引き渡し、使用させてはならない。

(給水装置の修理)

第19条 条例第16条第3項に定める給水装置の修理の申込みを受けた指定給水装置工事事業者は、直ちにこれに応じなければならない。

- 2 前項の修理を行った指定給水装置工事事業者は、必要事項を記載した報告書を市長に提出しなければならない。
- 3 前項の修理に要した費用の徴収については、指定給水装置工事事業者が行う。

(標識)

第20条 給水装置を設置した家屋の門戸には、標識を掲げる。

(簡易専用水道及び小簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及び自主検査)

第21条 条例第22条の3第3項の規定による簡易専用水道及び小簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及びその管理の状況に関する検査は、次に定めるところによるものとする。

- (1) 水道法施行規則(昭和32年厚生省令第45号)第55条の規定に掲げる管理基準に準じて管理すること。
- (2) 前号の管理に関し、1年以内ごとに1回、定期に、簡易専用水道及び小簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者が給水栓における水の色、濁り、臭い、味に関する検査及び残留塩素の有無に関する水質の検査を行うこと。

第22条 削除

(定例日)

第23条 条例第26条に定める定例日は、毎月1日から月末までの間において定める。

(使用水量の端数計算)

第24条 条例第26条に定めるメーターの検針を行う場合、使用水量1立方メートル未満の端数は、次回に繰越して計算する。ただし、メーターの取りはずしをしたときは、1立方メートル未満は切り捨てる。

(メーター検査請求)

第25条 水道法(昭和32年法律第177号)第18条の規定により給水装置のうち、メーターの検査を受けようとする者は、市長に請求しなければならない。

- 2 前項の請求を受けたときは、直ちに検査を行いその結果を請求人に通知する。
- 3 メーター検査に係る公差は、100分の4以下とする。

(料金徴収後の過不足精算)

第26条 料金徴収後、その料金算定に過誤があることを知ったときは、翌月分の料金徴収の際にその過不足を精算する。

(メーターの亡失、き損)

第27条 メーターを保管する者が、メーターを亡失又はき損したときは、直ちに市長に届け出なければならない。

- 2 保管者が保管義務を怠ったため亡失又はき損したときの賠償額の算出は、次のとおりとする。

$$\text{時価} - \left(\frac{\text{時価} - \text{残存価格}}{\text{耐用年数}} \times \text{使用年数} \right)$$

- 3 メーターの亡失、き損が天災その他保管者の責任でないと認めるときは、前項の賠償額を徴収しない。

第28条 削除

(各種届出、申請書等様式)

第29条 条例及び規則に関する届出、申請書等の様式は、別に定める。

(その他の必要事項)

第30条 この規則に定めない必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則施行前の給水装置工事に係る届出又は書類の提出は、この規則に基づきされたものとみなす。

附 則 (昭和52年水道課規則第2号)

この規則は、昭和52年4月1日より施行する。

附 則 (平成9年水道課規則第3号)

この規則は、平成9年10月1日から施行する。

附 則 (平成10年水道部規則第1号)

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年水道部規則第1号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年水道部規則第1号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年水道部規則第1号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。